

令和 6 年 第 7 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 6 年 3 月 2 1 日（木） 午後 2 時から

場 所 川西市役所 4 階庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告 第 3 号	専決報告について（川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について）	
5	議案 第 8 号	行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	
6	議案 第 9 号	川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案 第 1 0 号	川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案 第 1 1 号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案 第 1 2 号	川西市教育委員会公告式規則及び川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
1 0	議案 第 1 3 号	教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について	
1 1	議案 第 1 4 号	川西市立学校のあり方審議会規則の制定について	
1 2	議案 第 1 5 号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	

令和6年 第7回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目 次

- 報告 第 3 号 専決報告について（川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について）
- 議案 第 8 号 行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 議案 第 9 号 川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 1 0 号 川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 1 1 号 川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 1 2 号 川西市教育委員会公告式規則及び川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 1 3 号 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案 第 1 4 号 川西市立学校のあり方審議会規則の制定について
- 議案 第 1 5 号 川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

専決第 3 号

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定するについて、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和6年2月26日専決

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

川西市教育委員会規程第 号

川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程

川西市教育委員会職員服務規程（昭和32年川西市教育委員会規程第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第13条中「届出でなければ」を「届け出なければ」に改める。

第15条中「速やかに」の次に「システムに必要事項を入力し届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、」を加え、「届出でなければ」を「届け出なければ」に改める。

第16条第2項中「届出でなければ」を「届け出なければ」に改める。

付 則

この規程は、令和6年2月26日から施行する。

(別紙)

川西市教育委員会職員服務規程新旧対比表

現行	改正後
<p>(欠勤)</p> <p>第 12 条 疾病その他の事故により出勤することができないときは、あらかじめシステムに必要事項を入力し、届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、休務届にその事由を付して、<u>届出</u>でなければならない。(以下省略)</p>	<p>(欠勤)</p> <p>第 12 条 疾病その他の事故により出勤することができないときは、あらかじめシステムに必要事項を入力し、届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、休務届にその事由を付して、<u>届け出</u>なければならない。(以下省略)</p>
<p>(診断書の提出)</p> <p>第 13 条 疾病のため欠勤が 10 日以上に及ぶときは、医師の診断書を添え期間を定めて<u>届出</u>でなければならない。その期間を過ぎて引き続き 10 日以上欠勤しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(診断書の提出)</p> <p>第 13 条 疾病のため欠勤が 10 日以上に及ぶときは、医師の診断書を添え期間を定めて<u>届け出</u>なければならない。その期間を過ぎて引き続き 10 日以上欠勤しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(住所、氏名等の異動届)</p> <p>第 15 条 職員は、その届出た住所、氏名等に異動を生じたときは、速やかに別に定める様式により<u>届出</u>でなければならない</p>	<p>(住所、氏名等の異動届)</p> <p>第 15 条 職員は、その届出た住所、氏名等に異動を生じたときは、速やかに<u>システムに必要事項を入力し届け出</u>なければならない。ただし、<u>システムにより難しい場合は</u>、別に定める様式により<u>届け出</u>なければならない。</p>
<p>(事務引継)</p> <p>第 16 条 休職、退職、転任等の場合は、速やかにその担当事務の処理てん末を記載した事務引継書を作成し、後任者に引き継がなければならない。</p> <p>2 事務引継を終えたときは、前任者及び後任者が連署して<u>届出</u>でなければならない。</p>	<p>(事務引継)</p> <p>第 16 条 休職、退職、転任等の場合は、速やかにその担当事務の処理てん末を記載した事務引継書を作成し、後任者に引き継がなければならない。</p> <p>2 事務引継を終えたときは、前任者及び後任者が連署して<u>届け出</u>なければならない。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p> <p>(追加)</p> <p><u>付 則(令和 6 年 2 月 26 日教委規程第 1 号)</u> <u>この規程は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。</u></p>

議案第 8 号

行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

行政組織の再編整備に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

(教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「、図書館、公民館」を削る。

(川西市教育委員会事務処理規則の一部改正)

第2条 川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第5項中

「

20	特別支援教育の推進に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
21	教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
22	教育関係職員の研修に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
23	P T Aに関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

」

を

「

20	教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
21	教育関係職員の研修に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

22 P T A に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
------------------	-------	----------	-------

に改め、同表中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次のように加える。

6 教育推進部インクルーシブ推進課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 特別支援教育の推進に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

(川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第 3 条 川西市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和 4 4 年川西市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

部	課
教育推進部	教育総務課
	教育政策課
	教育保育職員課
	給食課
	教育保育課
	インクルーシブ推進課
	入園所相談課

第 7 条教育保育課の項中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号を第 1 4 号とし、第 1 6 号を第 1 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(16) 不登校・長期欠席の児童・生徒への対応(他部課に属するものを除く。)に関すること。

第 7 条教育保育課の項中第 1 7 号を削り、第 1 8 号を第 1 7 号とし、同項の次に次のように加える。

インクルーシブ推進課

- (1) 特別支援教育の推進に関すること。
- (2) 特別な支援を必要とする子どもに関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

(川西市教育支援委員会規則の一部改正)

第4条 川西市教育支援委員会規則(昭和52年川西市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条中「教育推進部教育保育課」を「教育推進部インクルーシブ推進課」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第2項に規定する事務に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(3) 学校、図書館、公民館その他の教育機関及び所管に属する児童福祉施設等の敷地の選定及び変更を決定すること(軽易なものを除く。)</p>	<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第2項に規定する事務に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(3) 学校_____その他の教育機関及び所管に属する児童福祉施設等の敷地の選定及び変更を決定すること(軽易なものを除く。)</p>

川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
川西市教育委員会事務処理規則				川西市教育委員会事務処理規則			
5 教育推進部教育保育課に関する事項				5 教育推進部教育保育課に関する事項			
事項	部長	副部長	課長	事項	部長	副部長	課長
1 学校に対する学校教育上の指導助言を行うこと。	重要なもの	軽易なもの		1 学校に対する学校教育上の指導助言を行うこと。	重要なもの	軽易なもの	
2 教育課程の届出及び教育計画の報告を処理すること。				2 教育課程の届出及び教育計画の報告を処理すること。			
3 授業日と休業日の振替を承認すること。				3 授業日と休業日の振替を承認すること。			
4 校外行事を承認すること。		重要なもの	軽易なもの	4 校外行事を承認すること。		重要なもの	軽易なもの
5 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入に関すること。				5 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入に関すること。			
6 独立行政法人日本スポーツ振興センター異動報告、災害給付金の請求、納付金の請求及び納付金の支払を行うこと。				6 独立行政法人日本スポーツ振興センター異動報告、災害給付金の請求、納付金の請求及び納付金の支払を行うこと。			

7	学校保健及び環境衛生を調査し、実施計画をたてること。			
8	児童及び生徒の健康診断を実施すること。			
9	児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告を処理すること。	重要なもの	軽易なもの	
10	学校及び就学前教育の総合調整に関すること。			
11	学校に対する生徒指導上の指導助言を行うこと。	重要なもの	軽易なもの	
12	生徒指導上の連絡調整に関すること。			
13	生徒指導施策の企画立案に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
14	体験活動を承認すること。			
15	学校運営協議会及び地域学校協働本部に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
16	園所の保健及び安全に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
17	幼児保育・保育施設の教育保育の推	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

7	学校保健及び環境衛生を調査し、実施計画をたてること。			
8	児童及び生徒の健康診断を実施すること。			
9	児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告を処理すること。	重要なもの	軽易なもの	
10	学校及び就学前教育の総合調整に関すること。			
11	学校に対する生徒指導上の指導助言を行うこと。	重要なもの	軽易なもの	
12	生徒指導上の連絡調整に関すること。			
13	生徒指導施策の企画立案に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
14	体験活動を承認すること。			
15	学校運営協議会及び地域学校協働本部に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
16	園所の保健及び安全に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
17	幼児保育・保育施設の教育保育の推	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

進に関すること。	の	要なもの	の
18 青少年の補導及び非行防止に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
19 青少年の調査研究及び資料収集に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
20 特別支援教育の推進に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
21 教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
22 教育関係職員の研修に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
23 PTAに関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

6 教育推進部入園所相談課に関する事項

進に関すること。	の	要なもの	の
18 青少年の補導及び非行防止に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
19 青少年の調査研究及び資料収集に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
20 教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
21 教育関係職員の研修に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
22 PTAに関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

6 教育推進部インクルーシブ推進課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 特別支援教育の推進に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

67 教育推進部入園所相談課に関する事項

川西市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和44年川西市教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）																			
<p>川西市教育委員会事務局事務分掌規則 (組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">教育推進部</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>教育保育職員課</td> </tr> <tr> <td>給食課</td> </tr> <tr> <td>教育保育課</td> </tr> <tr> <td>入園所相談課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育推進部 教育総務課</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	部	課	教育推進部	教育総務課	教育政策課	教育保育職員課	給食課	教育保育課	入園所相談課	<p>川西市教育委員会事務局事務分掌規則 (組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">教育推進部</td> <td>教育総務課</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>教育保育職員課</td> </tr> <tr> <td>給食課</td> </tr> <tr> <td>教育保育課</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">インクルーシブ推進課</td> </tr> <tr> <td>入園所相談課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育推進部 教育総務課</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	部	課	教育推進部	教育総務課	教育政策課	教育保育職員課	給食課	教育保育課	インクルーシブ推進課	入園所相談課
部	課																			
教育推進部	教育総務課																			
	教育政策課																			
	教育保育職員課																			
	給食課																			
	教育保育課																			
	入園所相談課																			
部	課																			
教育推進部	教育総務課																			
	教育政策課																			
	教育保育職員課																			
	給食課																			
	教育保育課																			
	インクルーシブ推進課																			
	入園所相談課																			

教育政策課

(略)

教育保育職員課

(略)

給食課

(略)

教育保育課

- (1) 学校の組織編成及び教育課程に関する事。
- (2) 学校の学習指導に関する事。
- (3) 学校教育及び学校経営の指導助言に関する事。
- (4) 学校園所の保健及び安全に関する事。
- (5) 学校及び就学前教育の総合調整に関する事。
- (6) 学校に対する生徒(児童を含む。)指導の支援に関する事。
- (7) 体験教育の推進に関する事。
- (8) 進路指導の支援に関する事。
- (9) 学校運営協議会及び地域学校協働本部に関する事。
- (10) 幼児教育・保育施設の教育保育の推進に関する事。
- (11) 青少年の補導及び非行防止に関する事。
- (12) 青少年の調査研究及び資料収集に関する事。
- (13) 特別支援教育の推進に関する事。

教育政策課

(略)

教育保育職員課

(略)

給食課

(略)

教育保育課

- (1) 学校の組織編成及び教育課程に関する事。
- (2) 学校の学習指導に関する事。
- (3) 学校教育及び学校経営の指導助言に関する事。
- (4) 学校園所の保健及び安全に関する事。
- (5) 学校及び就学前教育の総合調整に関する事。
- (6) 学校に対する生徒(児童を含む。)指導の支援に関する事。
- (7) 体験教育の推進に関する事。
- (8) 進路指導の支援に関する事。
- (9) 学校運営協議会及び地域学校協働本部に関する事。
- (10) 幼児教育・保育施設の教育保育の推進に関する事。
- (11) 青少年の補導及び非行防止に関する事。
- (12) 青少年の調査研究及び資料収集に関する事。
- (13) ~~特別支援教育の推進に関する事。~~教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関する事。

- (14) 教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。
- (15) 教育関係職員の研修に関すること。
- (16) PTAに関すること。
- (17) 特別な支援を必要とする子どもに関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

(新設)

入園所相談課

(略)

- (14) ~~教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。~~教育関係職員の研修に関すること。
- (15) ~~教育関係職員の研修に関すること。~~PTAに関すること。
- (16) ~~PTAに関すること。~~不登校・長期欠席の児童・生徒への対応(他部課に属するものを除く。)に関すること。
- (17) ~~特別な支援を必要とする子どもに関すること。~~課の庶務に関すること。
- ~~(18) 課の庶務に関すること。~~

インクルーシブ推進課

- (1) 特別支援教育の推進に関すること。
- (2) 特別な支援を必要とする子どもに関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

入園所相談課

(略)

川西市教育支援委員会規則(昭和52年川西市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
川西市教育支援委員会規則 第10条 委員会の庶務は、教育推進部教育保育課において処理する。	川西市教育支援委員会規則 第10条 委員会の庶務は、教育推進部インクルーシブ推進課において処理する。

議案第 9 号

川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

川西市立清和台幼稚園の廃止に伴い、関係規則を改正する必要があるので本案を提出する。

教育委員会規則第 号

川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(川西市立幼稚園規則の一部改正)

第1条 川西市立幼稚園規則(昭和43年川西市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川西市立清和台幼稚園の項を削る。

別表多田幼稚園の項中「清和台幼稚園区」を「多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上」に改め、同表清和台幼稚園の項を削る。

(川西市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 川西市教育委員会公印規則(昭和44年川西市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県川西市立清和台幼稚園 之印	方 2.7	園名をもつてする文 書	1	”
兵庫県川西市立清和台幼稚園 印	方 4.5	卒業証書等用	1	”
兵庫県川西市立清和台幼稚園 長印	方 2.0	園長名をもつてする 文書用	1	”
兵庫県川西市立清和台幼稚園 之印	横 1.2 縦 3.0	卒園証書・契印用	1	”

」

を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川西市立幼稚園規則新旧対照表

現行				改正後（案）			
<p>(定員及び学級数)</p> <p>第2条 川西市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園児の定員及び学級数の上限は、次表のとおりとする。</p>				<p>(定員及び学級数)</p> <p>第2条 川西市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園児の定員及び学級数の上限は、次表のとおりとする。</p>			
幼稚園名		定員		幼稚園名		定員	
		学級数の上限				学級数の上限	
(略)				(略)			
川西市立清和台幼稚園		4歳児の学年	90	(削除)			
		5歳児の学年	90				
(略)				(略)			
<p>(幼稚園の園区)</p> <p>第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第16条、第17条関係)</p>				<p>(幼稚園の園区)</p> <p>第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第16条、第17条関係)</p>			
幼稚園名		園区		幼稚園名		園区	
(略)				(略)			
多田幼稚園		新田1丁目～3丁目、平野1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、東多田1丁目～3丁目、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田1丁目・2丁目、錦松台、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目・2丁目(5番を除く。)、新田、平野、東多田、西多田、多田院(清和台幼稚園区を除く。)、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目、緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台		多田幼稚園		新田1丁目～3丁目、平野1丁目～3丁目、多田桜木1丁目・2丁目、東多田1丁目～3丁目、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田1丁目・2丁目、錦松台、多田院1丁目・2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目・2丁目(5番を除く。)、新田、平野、東多田、西多田、多田院(多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上を除く。)、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目、緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台	
清和台幼稚園		石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、けやき坂1丁目～5丁目、多田院西2丁目5番、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上		(削除)			
(略)				(略)			

川西市教育委員会公印規則(昭和44年川西市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行					改正後(案)				
名称	寸法 (cm)	用途	個数	保管者	名称	寸法 (cm)	用途	個数	保管者
兵庫県川西市立清和台幼稚園之印	方 2.7	園名をもつてする 文書用	1	"					
兵庫県川西市立清和台幼稚園印	方 4.5	卒園証書等用	1	"					
兵庫県川西市立清和台幼稚園長印	方 2.0	園長名をもつてする 文書用	1	"					
兵庫県川西市立清和台幼稚園之印	横 1.2 縦 3.0	卒園証書・契印用	1	"					

議案第 10 号

川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営
に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する
規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規
則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求め
る。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

学校評議員制度の廃止に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 10 号

川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(川西市立幼稚園規則の一部改正)

第1条 川西市立幼稚園規則(昭和43年川西市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条の3を削る。

(川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則(平成18年川西市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「-第23条」を「-第22条」に、「第23条の2」を「第23条」に改める。

第23条を削り、第23条の2を第23条とする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川西市立幼稚園規則(昭和43年川西市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">川西市立幼稚園規則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第11条の3 幼稚園には、幼稚園運営に関し、園長が意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 教育委員会は、当該幼稚園の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当するもののうちから、園長の推薦により、学校評議員を委嘱する。</p> <p>(1) 教育・保育に関する理解及び識見を有する者</p> <p>(2) 地域における市民団体の代表</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、特に園長が必要と認める者</p> <p>3 学校評議員の定数その他学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">川西市立幼稚園規則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第11条の3 幼稚園には、幼稚園運営に関し、園長が意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 教育委員会は、当該幼稚園の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当するもののうちから、園長の推薦により、学校評議員を委嘱する。</p> <p>(1) 教育・保育に関する理解及び識見を有する者</p> <p>(2) 地域における市民団体の代表</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、特に園長が必要と認める者</p> <p>3 学校評議員の定数その他学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会 が定める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則(平成18年川西市教育委員会規則第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則 （略）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日(第2条 第4条)</p> <p>第3章 教育活動(第5条 第10条)</p> <p>第4章 教材教具の取扱い(第11条 第13条)</p> <p>第5章 職員組織(第14条 第23条)</p> <p>第5章の2 学校評価等(第23条の2)</p> <p>第6章 施設及び設備の管理(第24条 第27条)</p> <p>第7章 備付表簿等(第28条・第29条) （略）</p> <p>第5章 職員組織 （略）</p> <p>(学校評議員)</p> <p>第23条 学校には、学校運営に関し、校長が意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、当該学校の職員以外の者で、次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則 （略）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日(第2条 第4条)</p> <p>第3章 教育活動(第5条 第10条)</p> <p>第4章 教材教具の取扱い(第11条 第13条)</p> <p>第5章 職員組織(第14条 第23条)</p> <p>第5章の2 学校評価等(第23条)</p> <p>第6章 施設及び設備の管理(第24条 第27条)</p> <p>第7章 備付表簿等(第28条・第29条) （略）</p> <p>第5章 職員組織 （略）</p> <p>(学校評議員)</p> <p>第23条 学校には、学校運営に関し、校長が意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、当該学校の職員以外の者で、次の各号のいずれかに該当す</p>

るもののうちから、校長の推薦により、学校評議員を委嘱するものとする。

- (1) 教育に関する理解及び識見を有する者
 - (2) 学校が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員
- 3 学校評議員の定数その他学校評議員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第5章の2 学校評価等

(学校評価等)

第23条の2 校長は、学校の教育水準の向上を図るため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

(略)

~~るもののうちから、校長の推薦により、学校評議員を委嘱するものとする。~~

- ~~(1) 教育に関する理解及び識見を有する者~~
- ~~(2) 学校が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員~~

~~3 学校評議員の定数その他学校評議員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。~~

第5章の2 学校評価等

(学校評価等)

第23条~~の2~~ 校長は、学校の教育水準の向上を図るため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

(略)

議案第 11 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

学校評議員制度の廃止に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市規則第 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園規則（平成29年川西市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第29条を削り、第30条を第29条とし、第31条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川西市立幼保連携型認定こども園規則(平成29年川西市規則第46号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>川西市立幼保連携型認定こども園規則 (学校評議員)</p> <p>第29条 認定こども園に、その運営に関し園長が意見を求めるため、学校評議員を置く。</p> <p>2 市長は、当該認定こども園の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当する者のうちから、園長の推薦により、学校評議員を委嘱する。</p> <p>(1) 教育及び保育に関する理解及び識見を有する者</p> <p>(2) 地域における市民団体の代表</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、特に園長が必要と認める者</p> <p>3 学校評議員の定数その他学校評議員に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(緊急時における対応)</p> <p>第30条 園長は、教育及び保育中に、感染症若しくは集団的な疫病の発生又は傷害、死亡その他子どもの健康状態の急変等の事故の発生等があった場合は、速やかに当該子どもに対し適切な措置を施し、その保護者に連絡するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>2 園長は、前項の場合において、必要に応じて学校医又は当該子どもの主治医若しくは保健所その他の関係機関と連携するものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>	<p>川西市立幼保連携型認定こども園規則 (学校評議員)</p> <p>第29条 認定こども園に、その運営に関し園長が意見を求めるため、学校評議員を置く。</p> <p>2 市長は、当該認定こども園の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当する者のうちから、園長の推薦により、学校評議員を委嘱する。</p> <p>(1) 教育及び保育に関する理解及び識見を有する者</p> <p>(2) 地域における市民団体の代表</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、特に園長が必要と認める者</p> <p>3 学校評議員の定数その他学校評議員に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(緊急時における対応)</p> <p>第29条 園長は、教育及び保育中に、感染症若しくは集団的な疫病の発生又は傷害、死亡その他子どもの健康状態の急変等の事故の発生等があった場合は、速やかに当該子どもに対し適切な措置を施し、その保護者に連絡するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>2 園長は、前項の場合において、必要に応じて学校医又は当該子どもの主治医若しくは保健所その他の関係機関と連携するものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>

第31条 園長は、子どもの安全の確保を図るため、毎年度初めに警備及び防災の安全計画を策定し、非常時の子どもの避難及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、避難、消火その他必要な訓練を定期的
に実施するものとする。

(虐待防止の措置)

第32条 園長は、子どもに対する虐待を防止するための体制を整備し、職員意識の向上、保護者に対する啓発等必要な措置を講じる。

2 園長は、虐待を受け、又はその疑いのある子どもを発見した場合は、速やかに法令に基づいた措置を講ずるとともに、市長に報告するもの
とする。

(補則)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

~~第30条~~ 園長は、子どもの安全の確保を図るため、毎年度初めに警備及び防災の安全計画を策定し、非常時の子どもの避難及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、避難、消火その他必要な訓練を定期的
に実施するものとする。

(虐待防止の措置)

~~第31条~~ 園長は、子どもに対する虐待を防止するための体制を整備し、職員意識の向上、保護者に対する啓発等必要な措置を講じる。

2 園長は、虐待を受け、又はその疑いのある子どもを発見した場合は、速やかに法令に基づいた措置を講ずるとともに、市長に報告するもの
とする。

(補則)

~~第32条~~ この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 12 号

川西市教育委員会公告式規則及び川西市教育委員会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

川西市教育委員会公告式規則及び川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

規則等の公布の方法の見直しを行うため、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 号

川西市教育委員会公告式規則及び川西市教育委員会会議規則の一部を改正する
規則

(川西市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 川西市教育委員会公告式規則(昭和29年川西市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を記入しなければならない。
- 3 教育委員会規則の公布は、市ホームページの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、市役所又は各出張所の掲示場に掲示して行うことができる。

(川西市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 川西市教育委員会会議規則(昭和31年川西市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 前条第1項の告示は、市ホームページの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、市役所又は各出張所の掲示場に掲示して行うことができる。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川西市教育委員会公告式規則(昭和29年川西市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">川西市教育委員会公告式規則</p> <p>(公布)</p> <p>第2条 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して20日以内に公布するものとする。ただし、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入し教育委員会の印を押し教育長が署名するものとする。</p> <p>3 教育委員会規則の公布は、市役所及び各出張所の掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">川西市教育委員会公告式規則</p> <p>(公布)</p> <p>第2条 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して20日以内に公布するものとする。ただし、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、<u>教育委員会名及び教育長名を記入しなければならない。</u></p> <p>3 教育委員会規則の公布は、<u>市ホームページの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、市役所又は各出張所の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p>

川西市教育委員会会議規則(昭和31年川西市教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>川西市教育委員会会議規則</p> <p>第4条 前条第1項の告示は、川西市役所及び各出張所のそれぞれの掲示場に掲示して行う。</p>	<p>川西市教育委員会会議規則</p> <p>第4条 前条第1項の告示は、<u>市ホームページの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、市役所又は各出張所の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p>

議案第 13 号

教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び市長の補助職員の教育委員会
権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について

教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び市長の補助職員の教育委員会権限事務
の専決に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定するについて、川西市教育
委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定
により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

セオリアの事務移管に伴い、規程の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び市長の補助職員の教育委員会
権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

(教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程(平成28年川西市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「学校」の次に「及び他部課」を加える。

(市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部改正)

第2条 市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程(平成28年川西市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第9項中「学校」の次に「及び他部課」を加える。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会権限事務の補助執行に関する規程(平成28年川西市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>教育委員会権限事務の補助執行に関する規程 (略)</p> <p>(11) 不登校・長期欠席の生徒(児童を含む。)への対応(学校が実施するものを除く。)に関する事。</p>	<p>教育委員会権限事務の補助執行に関する規程 (略)</p> <p>(11) 不登校・長期欠席の生徒(児童を含む。)への対応(学校及び他部課が実施するものを除く。)に関する事。</p>

市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程(平成28年川西市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程				市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程			
事項	部長	副部長	課長	事項	部長	副部長	課長
9 不登校・長期欠席の生徒(児童を含む。)への対応(学校が実施するものを除く。)に関する事	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの	9 不登校・長期欠席の生徒(児童を含む。)への対応(学校及び他部署が実施するものを除く。)に関する事	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

議案第 14 号

川西市立学校のあり方審議会規則の制定について

川西市立学校のあり方審議会規則を別紙のとおり制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

川西市立学校のあり方審議会規則を制定するため本案を提出する。

川西市立学校のあり方審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市立学校のあり方審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の学級規模、学校規模に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育又は幼児教育・保育の専門的な知識を有する者
- (3) 学校に在籍する児童生徒の保護者
- (4) 学校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に教育委員会が必要と認める者

2 委員は、職務を遂行したと教育委員会が認めるとき、又は前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解任されるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育推進部教育政策課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初の審査会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第 15 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年3月21日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

夏季休業日の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則（平成18年川西市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「8月28日」を「8月27日」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【第15号資料】

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学校創立記念日</p> <p>(4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めて委員会の承認を得た日</p> <p>2 (略)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学校創立記念日</p> <p>(4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めて委員会の承認を得た日</p> <p>2 (略)</p>